

市第25号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をすること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

公園における禁止行為に喫煙を追加するため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}\right)$

（行為の禁止）

第 5 条 何人も公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項本文若しくは第 2 項本文又は第 7 条第 2 項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

（第 1 号から第 9 号まで省略）

(10) 喫煙（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 28 条第 2 号に規定する喫煙をいう。）をすること。

$\frac{(11)}{(10)}$ （本文省略）

$\frac{(12)}{(11)}$ （本文省略）